

【史料紹介】

愛媛県今治市東禅寺所蔵 二月三日付得居通栄書状について

土 居 聡 朋

はじめに

本稿は、愛媛県美術館企画展「国宝 高野山金剛峯寺展」の開催を契機に調査の機会を得た、愛媛県今治市の東禅寺が所蔵する年未詳二月三日付得居通栄書状を紹介するものである。

東禅寺は、今治市蔵敷町（本坊 今治市南宝来町）に所在する真言宗醍醐派の寺院である。本尊は等身の薬師瑠璃光如来立像で、山号は靈樹山、院号は醫王院。寺伝によれば伊予国司散位大夫越智益躬が夷族鉄人を討ち取った際に戦没した臣下の霊を弔うために伽藍を創建した。その後天平元年に行基が本尊仏像を自作安置し、後に源頼義・河野親経が伽藍を再建。平安時代末期から鎌倉時代前期に活動した河野通信はこの地で育ち、文治元年（一一八五）七堂伽藍を再興して東禅寺と改め、承久の乱で後鳥羽院方に参じた通信が貞応二年（一二二二）配流先の奥州江刺で没すると、東禅寺殿観光西念大居士として祀られたとする。元弘三年（一三三三）得能通綱の代に伽藍を再建したが兵火のため焼失、文明三年（一四七二）に河野通昭が再建したが、天正十三年（一五八六）に秀吉軍の四国平定のため宝物等は灰燼に帰したという。江戸時代、今治藩の松平定房入部以降は順次再興され、歴代藩主の崇敬を受けた。

かつて寺内に建立されていた薬師堂は、三間四面の単層入母屋造、本瓦葺の唐様の建築で、河野通宣により永正十五年（一五一八）に再建されたもので、室町中期の特色を示すことから明治三十七年（一九〇四）に古社寺保存法に基づく特

別保護建造物（文化財保護法における重要文化財に相当）に指定された。昭和九年（一九三四）には文部省の補助を得て解体修理を行ったが、昭和二十年（一九四五）に戦災のため焼失した。現薬師堂は、解体修理された際の記録及び図面に基づき、昭和三十一年（一九五六）に再建されたものである。空襲により松並木の参道を失い、昭和二十八年（一九五三）今治市都市計画法により境内の間に市道が通り、境内地の姿を変えながらも法燈を護り現在に伝えている。

本稿で紹介する二月三日付得居通栄書状は、東禅寺が所蔵する文書群の一つで、明治三十五年（一九〇二）の台帳には「護摩祈禱依頼状」「河野通栄候ヨリ」と記され、少なくとも明治後期には東禅寺に伝わっていたことは確実だが、長らくその存在が不明であった。佐々木康祐住職が七年ほど前に本書状を寺内で再確認し、今治城及び松前史談会の河野孝氏が調査を行ったが、いずれも公表されることはなかった。その後、国宝高野山金剛峯寺展実行委員会（愛媛県・株式会社あいテレビ）が主催者となって、愛媛県美術館で令和四年十月一日から十一月二十日まで開催された企画展「国宝 高野山金剛峯寺展―空海ゆかりの名宝と運慶・快慶―」の展示品の一つ、約一世紀ぶりの愛媛県内での公開となった高野山上蔵院文書（高野山別格本山金剛三昧院所蔵）を佐々木住職が御覧になられた際、たまたま本書状と似た形状の花押が据えられた文書が展示されていることにお気づきになり、美術館に照会をいただいた。このことを契機として、改めて本書状の内容や過去の経緯を確認したところ、これまで地域史研究の上では知られていない

新出史料といってよいことが判明したことから、本稿で概要を紹介するものである。

#### 一 二月三日付得居通栄書状について

本書状（写真1）の料紙は楮紙で、現存の法量は縦二十四・五センチメートル、横三十九・〇センチメートル。文書の天地及び奥の宛所は切断されている。全体に裏打ちがされているが、端裏の部分のみ糊付けされておらず、裏書を確認できる。文書袖の下部は欠損があり、切封の跡の可能性はある。翻刻・内容は河野孝氏の依頼により西尾市岩瀬文庫長 林知左子氏が作成したものをもとに、山内譲氏の指摘により一部修正した。

#### 【翻刻】

（裏書）「東禅寺御□□ 河野令」

改候者早々御礼可罷越候処

何共事茂く候て道後へも無

沙汰申候間御礼遅々候、仍而

娘にて候者長々虫気にて于今

すき共候ハす候、然者祈祷二

護摩を仕度候、御寺家にて

何をも被請取預御祈念候者

一段可畏入候、毎度御煩のミニ

罷成候事如何候へ共御同心候者

可目出候、猶委曲清白庵三郎左衛門尉

可申候、恐惶謹言、

二月三日

通栄（花押）

#### 【内容】

年が改まりましたならば早々に参上すべきところを、何かと多用にて道後へも無沙汰してしまい、御礼が遅れています。娘が長らく虫気（体調不良の一種。腹痛等）で未だにすつきりと快癒いたしません。それで護摩祈祷をいたしたく存じます。お寺様にて何か謝礼をお請け取りの上、ご祈念くださいますならば誠に恐れ入ります。毎度ご面倒ばかりおかけするのいかがなものかと思いますが、ご同意下さいますならば喜ばしく存じます。なお詳細については清白庵三郎左衛門尉が申し上げます。

本書状の奥は切断されており、通栄が本書状を差し出した宛所は不明である。文書袖裏に記された裏書は書きぶりからして後世のものであろう。文面は丁寧で、内容からも本書状は寺院に宛てたもので、「道後へも無沙汰申し候間、御礼遅々候」とあることから、道後方面の寺院である可能性が高い。本書状の発給前に何度も祈祷を依頼しており、宛先の寺院とは懇意である様子が伺われる。中世における「道後」は和氣郡以西を指していることが指摘されており<sup>2)</sup>、本文書の宛先の寺院名や所在地は特定できないが、現在本書状が伝存する今治市東禅寺は伊予の道前地域に位置するから、本文書は当初から東禅寺に伝わったものではないことが判明する。本書状が当初宛所となった寺院から東禅寺に移った経緯や時期は不明であるが、前述したとおり、本書状は遅くとも明治三十五年には東禅寺の所蔵となっており、河野氏ゆかりの重要な文書の一つとして、戦争時の被災も潜り抜けて現在に伝えている。

#### 二 得居通栄について

続いて発給者について検討する。すでに知られている史料の中で名を「通栄」

とする伊予の人物としては、戦国期河野氏の家臣、得居通栄があげられる。山内讓氏の成果(3)に沿い得居氏の概要についてみると、得居氏の名が確実な史料上に登場するのは室町時代の永享十二年(一四四〇)で、伊予国野間郡、現在の今治市菊間町内に比定される京都上賀茂社の荘園であった菊万庄(4)の所務請負を担う存在として「河野得居宮内大輔」の名がみえる(5)のが初見である。その名乗りからして、もとは風早郡(旧北条市、現松山市北部)を本拠とし、南北朝後期から道後湯築城に移した伊予国守護河野氏の一族であることが窺える。その後、文明十三年(一四八一)には、河野得居宮内大輔の子孫とみられる「河野得居伊勢守」が四十五貫文で再び所務を請負っている(6)。

得居氏の本拠は菊万庄、現今治市菊間町菊間及びその周辺とみられ、明応四年(一四九五)には得居宮内大輔通敦が菊万庄内の遍照院に寺領を寄進している(7)。文明十八年(一四八六)に作成された宗昌寺坪付では、風早平野における野間郡との堺付近にも得居氏の所領がみられる(8)。天文九年(一五四〇)、請負代官の地位にある得居通清は、得居家の家督を継承するにあたって、四〇余貫文を「前々の如く進納する」旨の立願状を社家に提出している(9)。

「通栄」の名が記された文書は、本史料を含め全三通が確認される。

(参考史料一) 天文十三年十二月八日付得居治部少輔通栄書状「馬場義一家文書」

(写真2)

(参考史料二) 天文十六年七月一日付得居治部少輔通栄署名加判「高野山上蔵院

文書」(写真3)

(本史料) 二月三日付通栄書状「東禪寺文書」

参考史料一は、『県史』では「賀茂別雷神社文書」により収録されているが、山内讓氏及び京都市歴史資料館松中博氏のご教示、並びに所蔵者の馬場紘之信氏の御許可を得て、原本にあたる「馬場義一家文書」の調査を行うことができた。『県

史』収録の翻刻と一部文言が異なるため、ここに改めて掲載する。

畏而申上候、仍菊万庄就御／公用錢之儀、御使節被差／下候、尤早速可有其調候／之處、去年以来内輪依／錯乱、于今延引候、然而従去／六月如形我等申付候之条、任／例年青銅四千疋藤木又三郎殿<sup>カ</sup>へ／慥相渡申候、後年之事、弥／不可有無沙汰候、猶委曲御使者へ／令言上候之条、不能詳候、此等之趣／宣有御披露候、恐惶謹言、

十二月八日 治部少輔通栄(花押)

(封紙ウハ書)

「天文十三

得居

進上 賀茂森殿

治部少輔通栄

参 人々御中

」

天文十三年(一五四四)十二月八日、得居治部少輔通栄が、京都賀茂別雷神社社家の森氏(『県史』では森泰久とする)に宛てた書状である。菊万庄の公用錢の納入は昨年以來「内輪」の「錯乱」により今まで延引していたが、さる六月に伝えたように、例年通り青銅四千疋(四十貫文)を使節の藤木又三郎に渡すことを伝えている。「去年以来内輪依錯乱」とはどのような状況を示すのか明確でないが、天文十年から十一年にかけて河野通直(彈正少弼)と晴通との間で当主の地位を巡る対立があり、通直(彈正少弼)は湯築城を追放されたものの、晴通の死により、天文十三年に通直は高野山参詣を経て七月十四日に湯築城に入城しており、入城に先駆けて天文十三年六月廿二日付で彈正少弼通直が石手寺地藏院の寺領を安堵している(10)。天文十三年六月には、それまでの地域の混乱も一定の収束をみせたことから、菊万庄においても賀茂社への公用錢の送付について目途が立った旨、得居通栄等から報告されたものであろうか(11)。

参考史料二は天文十三年(一五四四)四月十四日付河野通直宿坊證文を記した巻物の後に署名・加判したものである。同證文は、河野通直(彈正少弼)が今後

の高野山参詣者は上蔵院を宿坊とすることを定めたもので、従来、本文書は写しであるとする見方が石野弥栄氏によってなされてきたが、定成隆氏はこれを正文とみなし、通直は奉加帳形式の豪華な巻物に宿坊證文を記し、以後上蔵院を宿坊とする者に署名・加判させるつもりであったと推測している<sup>(12)</sup>。三年後の天文十六年七月に得居通栄は高野山に登山し、通直の證文の後に署名・加判したとみなせる。

参考史料一、参考史料二にはそれぞれ得居通栄の花押が据えられている。山形の右側の線が大きく内側にはねられ、内部に「R」のような字を記し、山形右側線の内側及び山形左側線の外側にそれぞれ点を打つ。本書状には名のみで姓や官途名の記載がないが、参考史料一・二の花押と本書状の花押を比較すると、基本的な形状が一致しており、得居治部少輔通栄の発給とみなすことができよう。ただし参考史料一の花押の縦横比が約〇・四六、参考史料二の花押の縦横比が約〇・五三なのに対し、本書状の花押の縦横比は約〇・六一と参考史料一・二に比べてやや縦長となっており、年代的には参考史料一、参考史料二と離れるものとみられ、参考史料二より遅くに発給された可能性もあるが、発給年代は不明といわざるを得ない。また、本書状で通栄が使用者として宛所の寺院に遣わした清白庵三郎左衛門尉は、通栄の家臣と想定されるが、この人物についても他の史料に全く登場せず、詳細は不明である。

なお、『原史』では、「賀茂社古證文」所収の十二月廿二日付「栄」書状写を「得居通栄書状」として収録している。しかしながら原本である「馬場義一家文書」の同書状(写真4)を改めて確認すると、花押の形状が全く異なることから、ここではひとまず別人と考えるべき(13)。

以上、得居通栄に関する確実な史料は先述の三通であり、決して情報が多くないが、二次史料にはもう少し通栄に関する記載もみられるので、参考のため紹介しておきたい。まず河野弾正少弼通直の家臣団を記したとみられる高野山上蔵院文書の「彈正少弼通直家頼記」(高野山別格本山金剛三昧院所蔵)には、「難波衆」

として記された十六名の一人として「得居治部少輔」の名がみえる。戦国末期までの河野氏の事績をまとめた『予陽河野家譜』<sup>(14)</sup>には天文十年六月に大内氏家臣の白井房胤が大三島に來襲した際、これに抗戦した諸氏の中に、大祝氏のほか「得居、來嶋、正岡」があったといい、また、先述したとおり、天文十一年、河野氏当主の地位をめぐり河野弾正少弼通直と河野通政(晴通)を推す重臣らが対立した際、得居氏は通直方に出仕したという。ここまでの記載は通栄の名はないが、元龜三年(一五七二)七月には、安芸毛利氏勢力の苫西・津高・神名氏らが伊予に來襲し河野勢と交戦したが、恵良城(現松山市)を包圍攻撃し「得居治部入道父子」が二神氏らとともに突入し城を陥落させたという。また元龜三年九月には織田信長と好を通じた阿波三好勢と新居郡を支配していた石川氏が手を結び河野氏に攻撃し、その後織田氏家臣の山岡氏らの勢力が中予に來襲し恵良城を占領され、この時に「得居治部入道聖運」が防戦したが破れ聖運らは自害したという。これらの記載は確実な史料では確認できないが、元龜三年四月には芸州勢が生楚城(場所不明)・甲の城(現松山市の雄甲城・雌甲城)を落城させており<sup>(15)</sup>、天文十六年以降に通栄が出家したことや、元龜年間の伊予における争乱の中で没した旨の記載は、一定の事実を反映した可能性もある。

その後、得居氏の家督は來島村上氏の通幸が継承し、天正年間に入ると、得居通幸は、來島村上氏の家督を継承した通総と行動を共にして、拠点鹿島城(現松山市鹿島)に移し、毛利方と織田方の瀬戸内地域での対立が激しくなった天正九年(一五八一)には通総と共に織田方に付き、河野・毛利勢と交戦を繰り返した。豊臣政権下の朝鮮派兵のため渡海し、文祿三年(一五九四)に渡海先で没した<sup>(16)</sup>。

おわりに

愛媛県今治市東禅寺で所在が確認された二月三日付得居通栄書状は、これまで知られていなかった河野氏家臣の得居通栄の動向の一端を示す史料で、野間郡の

菊万庄を拠点としていた得居氏と松山平野方面の寺院との交流や、戦国期在地領主の娘への愛情、病気快癒のため加持祈祷が行われていたことを具体的に示している。愛媛県内で新たに戦国期の文書が発見されたことは極めて貴重であり、企画展「国宝 高野山金剛峯寺展」の開催が契機となって新史料の発見につながったことは美術館としても極めて意義深いものと考えている(17)。

なお、東禅寺には、今回紹介した得居通榮書状のほかにも、藤堂高吉寄進状、河野家譜、河野系図、天正九年藏敷八幡宮奉納大般若經奥書写など中世く近世初期に関わる興味深い史料を伝えている。これらの調査は今後の課題である。

註

- (1) 同展の内容は企画展図録「国宝高野山金剛峯寺展実行委員会編・発行、二〇二二年」を参照。
- (2) 川岡勉「道前」「道後」地名の歴史的考察」(愛媛大学地域創成研究センター編・発行『地域創成研究年報』一、二〇〇五年)
- (3) ①『愛媛県史 古代・中世』第二編第三章第三節(山内讓執筆、一九八四年)、②山内讓『海賊衆来島村上氏とその時代』二〇一四年、③同『伊予の中世を生きた人々』室町時代』二〇一三年。
- (4) 伊予国菊万荘は、平安時代後期には賀茂別雷神社領となっていた荘園で、正和四年(一二三〇)以後、預所職は賀茂社神主家が代々知行した(延慶三年十月廿六日付洞院右大将家御教書「早稲田大学所蔵文書」(『愛媛県史資料編 古代・中世』四三九号。以下『県史』とする。)、(文保元年)五月十五日付花山院師信御教書「賀茂別雷神社文書」(『県史』四七六号)、正慶二年十一月六日付平惟繼御教書「賀茂別雷神社文書」(『県史』五五九号)。鎌倉末期頃の当荘の耕地面積は一三〇町であった(伊予国内宮役夫米未済注文「御裳濯川和歌集裏書」(『県史』四七五号)。詳細は註(3)①～③を参照。
- (5) 永享十二年八月廿二日付森富久契状「馬場義一家文書」(「賀茂社領古證文」を出典とし『県史』二二六五号に収録)
- (6) 文明十三年九月三日付森貞久契状「馬場義一家文書」(註(5)と同じく『県史』一五〇〇号に収録)
- (7) 明応四年七月六日付得居通敦寄進状「遍照院文書」(『県史』一五五九号)、同六月日遍照院寺領坪付案「遍照院文書」(『県史』一五五八号)
- (8) 宗昌寺寺領坪付「宗昌寺文書」(『県史』一五三三三号)。なお、本坪付にみえる風早平野の各

領主の所領の展開については、土居聡朋「伊予国宗昌寺領故地における中世後期景観の復原―文明十八年宗昌寺々領坪付を素材として―」服部英雄編『地域資料叢書八 中世景観の復原と民衆像―史料としての地名論―』花書院、二〇〇四年所収)を参照。

(9) 天文九年五月三日付得居通清立願状「馬場義一家文書」(註(5)と同じく『県史』一七〇二号に収録)

(10) 天文十三年六月廿二日付河野通直(彈正少弼)安堵状「石手寺文書」(『県史』一七四〇号)。なお、河野通直(彈正少弼)と晴通との対立については、川岡勉「戦国期における河野氏権力の構造と展開」(大阪大学文学部日本史研究室編『古代中世の社会と国家』清文堂、一九九八年(のち川岡勉「室町幕府と守護権力』二〇〇二年に収録)、西尾和美「天文伊予の乱再考―高野山上藏院文書』を手がかりとして―」(『四国中世史研究』九号、二〇〇七年。一部改稿の上、川岡勉編『高野山上藏院文書の研究―中世伊予における高野山参詣と弘法大師信仰に関する基礎的研究―』愛媛大学教育学部、二〇〇九年に再掲)、磯川いづみ「天文中世河野氏の内訌―「天文伊予の乱」の再検討―」『四国中世史研究』十四号、二〇一七年)、川岡勉「天文伊予の乱と河野氏権力」『四国中世史研究』一五号、二〇一九年)等を参照。

(11) なお、後世の家譜である『予陽河野家譜』は、天文十一年、河野彈正少弼通直が後継者を来島村上氏の通康に推した際、これに対抗して重臣たちは河野通政(晴通)を推したが、通直側に仕出したのは来島村上氏と得居一族ばかりであったと記しており、得居氏も河野氏当主の地位を巡る内訌に一定の関与があった可能性もある。

(12) 定成隆「上藏院文書の古文書学的考察」川岡勉編『高野山上藏院文書の研究』二〇〇九年)

(13) 山内讓氏のご教示による。

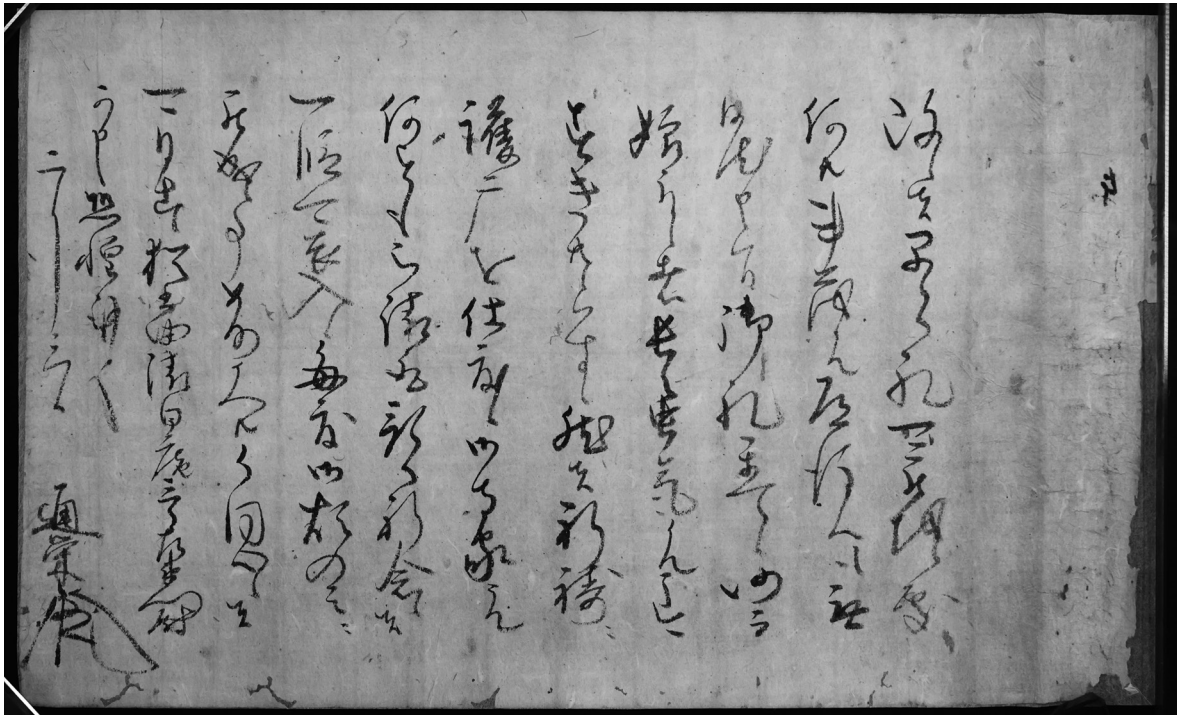
(14) 景浦勉校訂『予陽河野家譜』(歴史図書社、一九八〇年)による。

(15) 四月四日付口羽通良書状写「屋代島村上文書」。なお、元亀年間の伊予の動向については得能弘一氏、西尾和美氏、中平景介氏、山内讓氏、桑名洋一氏ら近年多くの研究がある。詳しくは桑名洋一「元亀年間争乱時における河野氏家中の混乱について」(『四国中世史研究』十五号、二〇一九年)等を参照されたい。

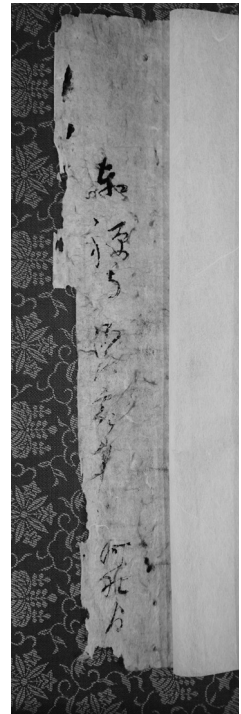
(16) 註(3)②に同じ。

(17) 本文書の発見は、令和四年十二月六日付あいテレビ「Nスタえひめ」特集にて報道された。

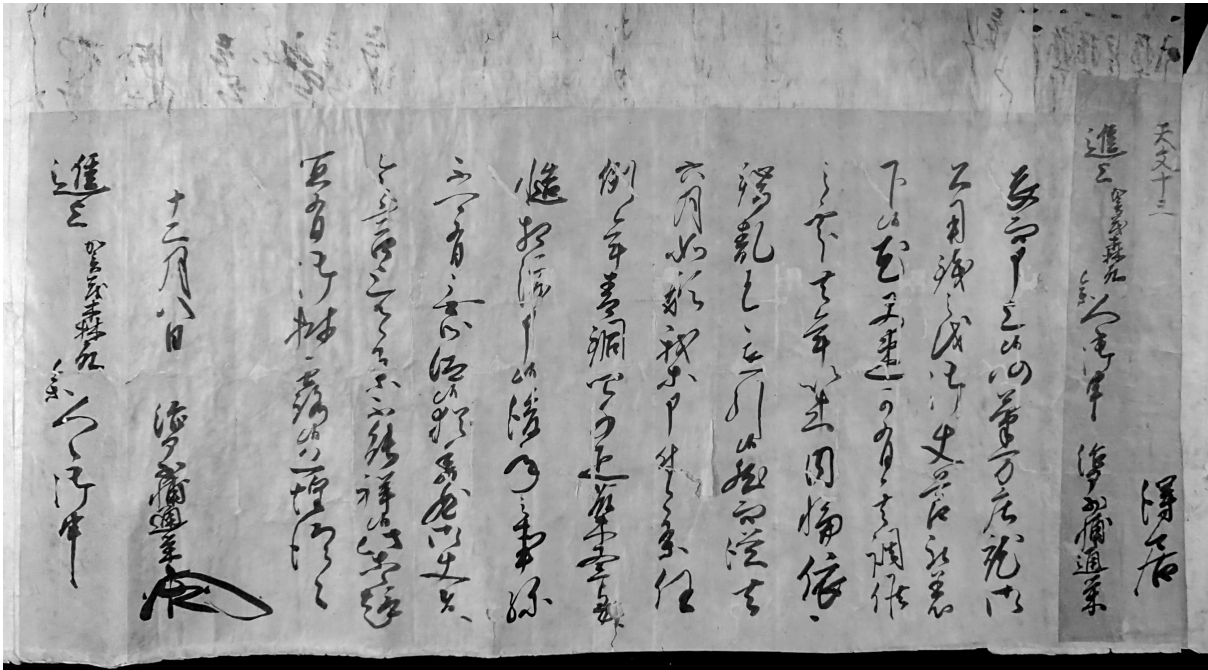
〔謝辞〕 本稿の執筆にあたっては、東禅寺住職 佐々木康祐氏、高野山別格本山金剛三昧院住職 久利康暢氏、馬場統之信氏、今治城学芸員 藤本誉博氏、伊予史談会会長 山内讓氏、京都市歴史資料館 松中 博氏、西尾市岩瀬文庫長 林知左子氏、松前史談会 河野孝氏らの協力を得た。また、本文書調査の契機となった企画展「国宝 高野山金剛峯寺展」は、株式会社あいテレビ営業局専門職理事 梶原稔浩氏及び愛媛県美術館 専門学芸員 担当係長 長井健氏両名を中心に長年にわたる尽力のもと開催されたものである。記して感謝申し上げます。



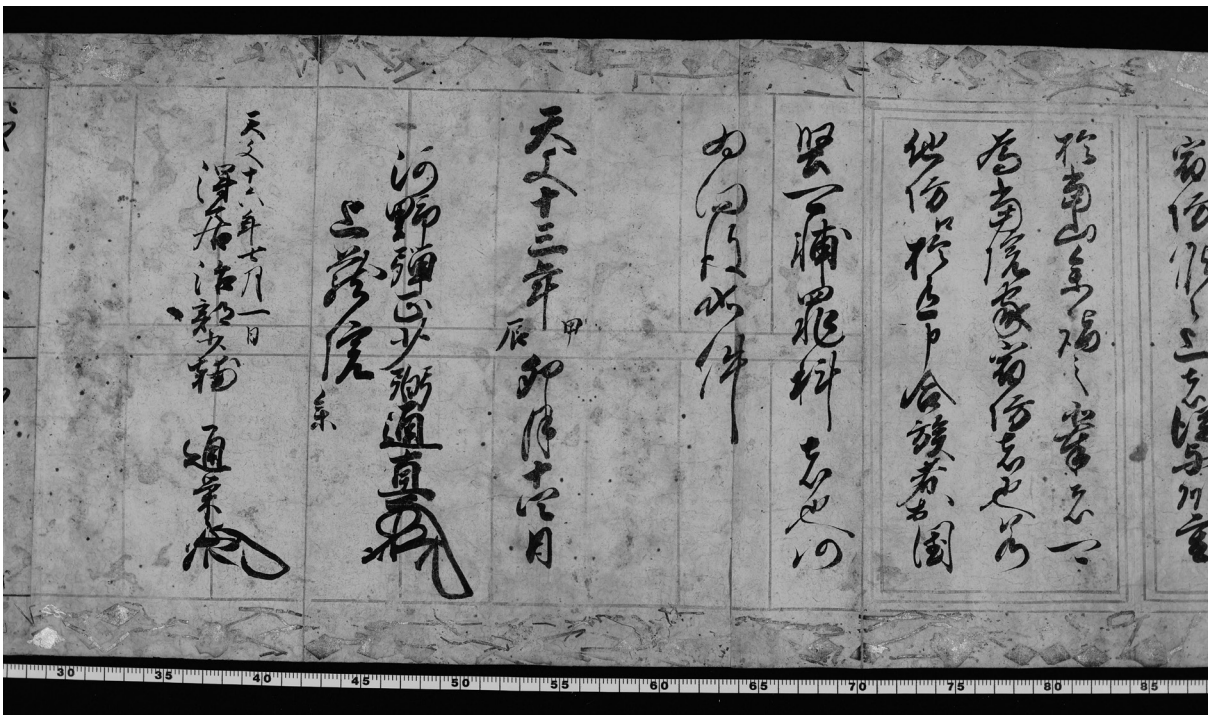
【写真1】愛媛県今治市東禅寺所蔵 二月三日付得居通栄書状



【写真1-2】二月三日付得居通栄書状（裏面）



【写真2】(参考資料1) 天文十三年十二月八日付得居治部少輔通榮書状「馬場義一家文書」



【写真3】(参考資料2) 天文十六年七月一日付得居治部少輔通榮署名加判「高野山上藏院文書」



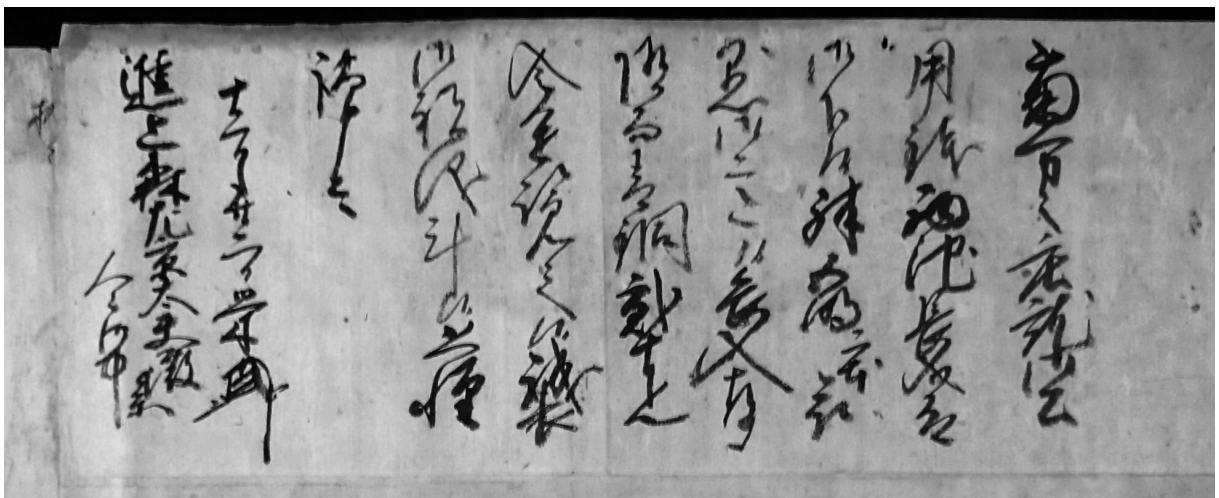
【写真1-3】東禅寺所蔵通栄書状花押



【写真2-2】参考資料1 通栄花押



【写真3-2】参考資料2 通栄花押



【写真4】十二月廿日付栄書状「馬場義一家文書」